

手続きをされる皆様へ

災害時協力井戸の登録申請をされる皆様にお知らせいたします。

この制度は、皆様のご協力により、災害等で水道水の給水が止まった時などに、井戸水を無償で提供いただき、地域の方々の生活用水（トイレ、洗濯、掃除などに使用する水）を確保する制度です。

登録の手続きにあたって以下をご確認ください。

1. 登録できる井戸

次のすべてに該当する井戸が登録できます。

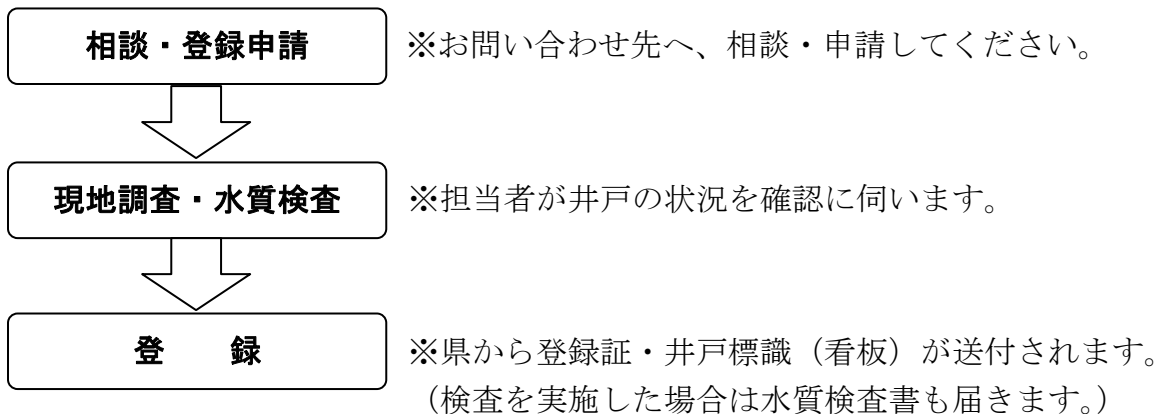
- ・災害時に**無償**で井戸水を提供できる。
※使用料、電気料金等のお支払いは出来ません。
- ・現在井戸として使用している。
- ・井戸水をくみ上げることのできるポンプ又はつるべ等がある。
- ・井戸水の色、臭い、にごり等が、生活用水としての使用に不適切でない。
- ・井戸水を利用するうえで安全な形態（転落する危険性等がない状態）である。
- ・**災害時に**、井戸の所在地、所有者名などの必要事項を公開することに同意できる。

2. 水質検査

希望者には井戸水の水質検査を無料で実施します。ただし、次の場合には検査できません。

- ・過去一年以内に水質検査を実施している場合
- ・事業用井戸で法令等により定期的に水質検査を実施している場合
- ・本制度を使い、過去に水質検査を実施している場合

3. 登録までの流れ



4. 情報公開

登録した場合、次のとおり情報が公開されます。

○平常時

お住まいの自治会に、井戸所在地、所有者名を提供します（同意者のみ）。

○平常時・災害発生時つうじて

県ホームページで、井戸所在地を広域地図により公開します（同意者のみ）。

○災害発生時

被災者に、井戸所在地、所有者名及び必要事項を公開します（全ての登録者）。

【公開場所】

市（本庁舎、各総合支所）

県（水・大気環境課、東部生活環境事務所、各総合事務所）

※窓口での閲覧及び電話での問い合わせ。

5. 登録後のお願い事項

○平常時

- ・井戸及び井戸周辺を清潔な状態に保つよう努めてください。
- ・次の場合はお問い合わせ先にご連絡ください。
 - (1) 井戸所有者など登録内容が変更となった場合
 - (2) 登録を解除したい場合
 - (3) 登録証又は井戸標識を紛失された場合

○災害発生時

- ・協力できる範囲で井戸を開放し、被災者に生活用水として提供してください。
※生活用水とは、トイレ、洗濯、掃除などに使用する水です。
※飲用として提供しないでください。
- ・井戸の開放は自主的に行ってください。
※県や市役所から開放のお願いの連絡をする場合があります。
- ・井戸開放時は、井戸標識（看板）を掲示してください。
- ・井戸水の公平な提供に配慮してください。
- ・井戸が使用できない場合には、登録標識を掲げず、お問い合わせ先へご連絡ください。

【お問い合わせ先】

鳥取市役所	総務部防災調整監危機管理課	電話 (0857) 20-3118
	国府町総合支所地域振興課	電話 (0857) 39-0555
	福部町総合支所地域振興課	電話 (0857) 75-2811
	河原町総合支所地域振興課	電話 (0858) 26-3111
	用瀬町総合支所地域振興課	電話 (0858) 87-2111
	佐治町総合支所地域振興課	電話 (0858) 88-0211
	気高町総合支所地域振興課	電話 (0857) 82-3162
	鹿野町総合支所地域振興課	電話 (0857) 84-2011
	青谷町総合支所地域振興課	電話 (0857) 85-0011
鳥取県	生活環境部水・大気環境課	電話 (0857) 26-7402



鳥取県トリビー